

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後3か月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。
但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

【返戻金規定】

- ① 2週間以内に退職した場合 紹介手数料の 70%
- ② 1か月以内に退職した場合 紹介手数料の 50%
- ③ 3か月以内に退職した場合 紹介手数料の 20%

藤田塗装興業株式会社